愛知県青少年保護育成条例における 「自動販売機」定義の憲法問題

----憲法学の観点からの鑑定意見書〔試稿〕----

小 林 武

(公刊にあたってのはしがき) 本稿は、現在、名古屋地方裁判所(民事第7部合議係)に係属中の、謝罪広告仮処分申立却下決定に対する広告事件(平成19年(ソ)第17号)につき、2007年11月29日に同地裁に提出した鑑定意見書のための試稿である。

いわゆる青少年保護育成条例は、名称は、「青少年健全育成条例」、「青少年 愛護条例」、「青少年のための環境整備条例」等と様々であるが、青少年(満 18 歳未満の者)の健全育成を目的として掲げて、現在ほとんどの都道府県で制定 されている条例である。内容は、ほぼ共通しており、有害玩具類の販売規制、 一定の態様の性的行為(「淫行」)の禁止、風俗営業所内への立入禁止等のほか に、とくに、著しく性的感情を刺激したり著しく残虐性を助長するとされた書 籍等を「有害図書」として取り締まる規定を含んでいる。

この有害図書規制については、知事による指定が表現の事前規制にあたり、また自動販売機への収納規制が成人への流通を阻害することになるなど、憲法21条の保障する表現の自由との関連で合憲性が問題とされてきた。最高裁は、岐阜県青少年保護育成条例事件においては、自動販売機への収納規制について、青少年に有害な環境を浄化するために必要やむを得ない制約であり、憲法に違反しないとしている(最3小判1989.9.19刑集43巻8号785頁)。しかし、この最高裁判例については、後に本文でも取り上げるように、学説からは強い批

判が寄せられているところである。

こうして、青少年保護育成条例による自動販売機規制の合憲性は、今日の憲法論上の重要な1争点を成している。本意見書は、これを愛知県条例に則して、憲法学の観点から考察することを試みたものであるが、その意義は小さくないと考える。依頼者の浅井 正弁護士 (本学教授)のご諒解を得て、ここに公刊する次第である。

目 次

- I 問題の所在
- Ⅱ 本条例の目的と「自動販売機」の定義
- 1 DSS システムを「自動販売機」に含める本条例の定義条項の問題性
- 2 自販機定義条項と青少年保護のための「必要な最小限度の制約」
- Ⅲ 最高裁判例の再検討をふまえた青少年保護条例の合憲性再考の必要性
- IV At in

I 問題の所在

1950 年代から 60 年代にかけて、いわゆる悪書追放運動などを背景に、全国各都道府県で、青少年の保護ないし健全育成を目的として、「有害図書」類を規制する条例が制定された。その後、70 年代に入ると、雑誌の自動販売機(以下「自販機」ともいう)が広く出廻るようになり、その中には、性表現の面で青少年に「有害」と指摘される雑誌等を扱うものが多く見られたため、それに対する規制を求める声の高まりもあって、自販機への「有害図書」の収納を処罰する規定を盛り込んだ条例の制定あるいは改正が、全国的におこなわれた。なお、この「収納禁止」規定の憲法適否については、最高裁は合憲と裁定した(第3小法廷 1989 年 9 月 19 日判決、後出)。その後、2000 年を跨いで、20 を超える都府県の条例が「自動販売機」に、処罰を容易にするための定義を施す規定を導入し、規制の一層の強化がはかられることとなった。

本事件における愛知県青少年保護育成条例(以下「本条例」ともいう)も,

そのひとつとして、1961年3月28日に制定されたものであるところ、2005年3月22日の改正(平成17年条例21号)により、下記の自販機定義条項が新設された。

- 第四条(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 二 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する 者と客とが直接に対面(電気通信設備を用いて送信された画像により モニターの画面を通して行うものを除く。)をする方法によらずに、 当該機器に収納された物品を販売することができるものをいう。

この条項の新設をもたらした愛知県側は、2004年頃から、「これまで以上に 青少年の育成施策にいっそうの努力をしていかなければならない」という方針 の下で、有害図書類への規制の強化をはかるべく、「図書類自動販売機につい ても、最近、新たな手法による脱法行為的なものが出てきている」状況への対 処が必要であるとの認識をもっていた(参照、「平成16年度第1回愛知県青少 年保護育成審議会会議録』〔2004年7月13日〕2頁:県民生活部長挨拶)。そ の一環として、いわゆる「遠隔監視システム付自動販売機」をも規制対象とす ることとし、本件自販機定義規定の新設に及んだのである(参照、「図書類自 動販売機に関する法令講習会」〔2007年4月26日〕最終頁。県側は、「条例第 4条第2号の規定は、自動販売機に……いわゆる遠隔監視システム付自動販売 機が含まれることを明確にするため……新設したものである。」と説明してい る)。

そして、県側(債務者)は、株式会社 DSS & Tが開発して「DSS 式通信制御販売システム」(以下「DSS システム」ともいう)において販売店舗に設置する機器も、本条例にいう「自動販売機」に該当し、当該機器に有害図書類を収納する行為は収納罪に該当する、との見解を表明している(参照、「愛知県青少年保護育成条例についての意見交換会会議録」〔2007 年 4 月 26 日〕、愛知県県民生活部社会活動推進課課長補佐等の発言)。

ここにいう「DSS システム」とは、詳細は後述するが、要するに、離れた場所にある無人店舗と集中販売センターを通信回線でつなぎ、販売員がモニターの画像により来店者の年齢などを確認したうえで、商品を販売するシステムである(参照、小林 節教授 2007 年 5 月 3 日付意見書)。とすれば、結局、本件における直接の争点は、上記のような仕組みでつくられている DSS システムにおいて販売店舗に設置する機器が、本条例にいう「自動販売機」に該当するか否かに帰せられる。

つまり、DSS システムが「直接に対面をする方法」の要件を充たしているか否かである。これは、このシステムが多種多様な機器を組み合わせて成り立っているものであるため、一面では、技術的・専門的な性格をもつ争点であるといえるが、法的側面では、本条例における自販機規制の本来の目的に照らして判定すべき問題であるといえる。

そこで、以下、そのような観点から検討を加えて、DSSシステムを本条例のいう「自動販売機」に含める解釈は成り立たない旨論じ、ついで、それにもかかわらずそのような解釈を採らざるをえないとすれば、本件自販機定義条項は、青少年保護のための「必要な最小限度」の制約(本条例2条)を越えるものであることを論証する。そののち、加えて、青少年保護条例による有害図書規制を合憲と判示してリーディング・ケースの位置にある前出・1989年最高裁判決の再検討をとおして、青少年保護条例自体の合憲性を見直すべきであることの指摘に及びたい。

Ⅱ 本条例の目的と「自動販売機」の定義

1 DSS システムを「自動販売機」に含める本条例の定義条項の問題性

(1) 本条例は、「有害図書類」(6条)または「有害がん具類」(11条)を収納することを禁じられた(11条1項。罰則は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金〔29条3項〕)「自動販売機」について、それを「直接に対面をする方法」によらない販売機器をいうと定義し(4条2号)、その括弧書で、「電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を通して行うもの」は、

この「直接に対面」の要件を充たさないとしている。そして、債務者県側は、 前述のとおり、遠隔監視システム付自動販売機はこれに含まれると有権解釈し、 DSS システムもその例外ではないとの見解に立っているわけである。

そこで、DSS システムであるが、その販売プロセスの概要は、次のごとく である (参照、武川幸嗣教授 2007 年 1 月 24 日付意見書)。

一 販売員のいる集中販売センターから離れた場所にある無人店舗に商品交換機が設置されており、出入口は24時間開放されているため、購入希望者はいつでも自由に出入りすることができるが、店舗内には、来客を感知するセンサー、カメラ、マイク等が装備され、購入希望者が入店するたびにセンサーが作動して、24時間稼働している集中販売センターに、通信回線を接続して映像と音声が送信される。なお、商品交換機は、集中販売センターの指示により作動し、それまでは交換機の機能および機内ディスプレイ照明が切断されていて、来店者は商品の確認ならびに購入ができないしくみとなっている。

そこで、来店者は、まず無人店舗内に備えられた購入申込ボタンを押す。その際、集中販売センターの販売員は、モニター映像を通じて無人店舗内の来店者を確認し、年齢などの購入資格を判定して、購入希望商品の同人への販売につき諾否を判断する。その上で、販売を承諾する場合には販売承諾ボタンを押して無人店舗内の商品交換機を起動させる。ここで他人が無人店舗内に立ち入ると、センサーが作動して商品交換機の機能が切断され、購入不能の状態となる。販売承諾を得た来店者は、ディスプレイ内の商品を確認の上、交換機に備え付けられた商品選択ボタンを押して、希望商品を受領する。購入を終えて店舗から退出すると、商品交換機の電源が再び切断される。したがって、集中販売センターの販売員による承諾および機器操作による販売は、来店者ごとに個別に行われる。——このように、DSSシステムは、無人店舗における機械を用いた販売であるが、販売員による通信回線制御を通して売買の成立・履行が進められる点が特色となっている。

なお、この点を、株式会社 DSS & T の代表取締役による 2007 年 4 月 18 日付「請願書」も、次のように要領よく説明している。すなわち、「このシステムにおける店舗は常に『閉店』状態にあります。来店客があった場合、センサー

感知により店舗〜当社集中販売センター間の通信回線が接続されるとともに、 来店客の映像並びに音声信号が当社集中販売センターに送信され、店舗はその 時点で『開店』状態になります。当社集中販売センターに勤務する販売員が、 その来店者の年齢性別あるいは行動等を判別確認し、その来店客に対する販売 の許諾を決定した上で、店舗内および集中販売センター内のすべてのシステム 機器並びに通信回線をも使用し、その来店者に限定して商品を販売するという のが、このシステムにおける販売の仕組みでございます。」というものである。 上掲意見書と同趣旨といえる。

(2) このような DSS システムにおいて販売店舗内に設置する機器は、まずもって、本来の意味での自動販売機 — それは常に「開店」状態にあり、来店者ごとに販売の許諾を決めることもなく、自ら無制限に販売を実行する機械である — とは、その機能において決定的に異質な存在であるといえる。

ただ、これを本条例 4 条 2 号の「自動販売機」定義に照らしてみれば、それは、たしかに、文言上は、「直接に対面」することのない販売方法であるから、そこにいう自販機に該るものと解釈されよう。それもそのはず、同号は、まさに本件 DSS システムのような遠隔監視システムによる販売機器を規制するためにこそ新設された条文であって、そこには、括弧書で、「電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を通して行うもの」を「直接に対面」の概念から「除く」との、遺漏のない定め方をしているからである。

なお、これにつき、愛知県側は、「『対面』とは、人同士が互いに顔を合わせている状態をいい、『直接』とは対面者が互いを認識するために何らの媒体を要しない形態をいうものであるから、『直接に対面』とは、販売の業務に従事する者と客とが同一空間に現存し、互いに顔を合わせている場合をいうものと解される。」と説明している(前出・「図書類自動販売機に関する法令講習会」)。後に述べるところであるが、本条例の有害図書類販売規制は青少年保護を目的にしたものであることからして、自販機の定義について何故にこれほどまでの厳格な要件が必要とされるのか甚だ疑問であり、条例の趣旨にそぐわないものといわざるをえない。ともあれ、ここには、立法者の意思がよく示されている。

(3) しかしながら、法は、いかようにでも定められてよいものではない。 憲法に適合していることはもとより、改正法の場合、当該法令自体の趣旨と合致したものでなければならない。本来の青少年保護条例の立法趣旨に立ち戻るなら、自動販売機に有害図書類の収納を禁じたのは、それが、—— 購入者が青少年か否かなどを人間が判定する機会を介在させることなしに —— 文字どおり自動的に販売行為をする機械であるからであったはずである。

をもそも、自動販売機とは、先にも触れたところであるが、何らかの商品を販売したい者が、その取引の場に立ち会うことなく、全てをそれに委ねて自動的に販売するための機械であり、購入者の側からすれば、金銭さえ支払えば自らの意思により望む商品を購入できることが約束されている機械である。つまり、本件事案との関連におけるその最大の特徴は、買主が誰であるかを問わずに一律・機械的に販売される点に求められるのである(参照、前出・武川教授意見書)。本条例も、自販機定義条項を盛り込むまでは、「自動販売機」の語を、今述べた本来の意味で理解し、用語していたにちがいない。最高裁(89年判決)が、表現の自由・営業の自由等の人権との関係で重大な問題を孕む青少年保護条例の有害図書自販機収納罪を違憲でないとしたのも、自販機についての本義に従った理解を前提にしておればこそであったといえる。言い換えれば、自販機への有害図書収納の規制については、購入希望者の年齢等属性を、人間である販売者が確認・判断する過程を経るか否かに本質的重要性があり、それを経るものである限り、当該販売行為を自販機による販売行為として規制する理由はないのである。

結局、先にやや詳しく見ておいた DSS システムの販売機器は、上に記した本来の自動販売機とは全く異質の機器として、それから峻別されるべきものであることが明瞭になる。もっとも、本条例 4 条 2 号は、「販売の業務に従事する者と客とが同一空間に現存し、互いに顔を合わせている」ような「直接に対面」する方式によるものでなければ「自動販売機」による販売にあたるとして規制対象とする構造になっている。つまり、販売者と客の生身の双方がface to face で対面することを要求し、それによって、いわゆる遠隔監視システム付自販機を規制対象に含めようとするものである。

しかし、DSSシステムは、規制者が「自動販売機」として念頭に置いている遠隔監視システムとは異なって、たんに監視という受動的行為にとどまるものではなく、すべての売買において販売員は客を個別に判別した後に販売の諾否決定も含めた販売業務をおこなうものであり、販売の業務に従事する者と客とが物理的には同一空間にはいないものの、実質的には「直接に対面」するシステムと評価できるものであり、本来の意味での自販機のみならず、本条例の定義によるそれにも該らない、といえる(安富 潔教授 2007 年 3 月 29 日付意見書参照)。すなわち、販売者が、通信回線をとおしてではあれ、客の属性を判断しているのであって、そのことをもって「直接に対面」の要件を充たしていると解することこそ実質的観察にかなうものであろう。そして、そのように限定解釈を施すことができるとすれば、そのかぎりで、4 条 2 号は、違憲の疑いを免れることができるのである。

これに反して、もし仮に、上記の限定解釈を施すことができないとすれば、本条例の当該条項自体が条例の趣旨を逸脱し、さらには憲法上保障された人権を侵害して違憲の存在であるといわなければならない。項を改めて、この点を明らかにしよう。

2 自販機定義条項と青少年保護のための「必要な最小限度の制約」

(1) すなわち、本条例は、第1条に「目的」を掲げて、「この条例は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年を保護し、その健全な育成に寄与することを目的とする。」と定め、また、第2条は、「運用の基準」を明らかにして、「この条例は、前条の目的を達成するため必要な最小限度において適用すべきであって、国民の権利及び自由を不当に制限しないように運用しなければならない。」としている。4条2号の自販機にかんする「定義」も、当然ながら、すべからく、上記2つの条文に示された趣旨・基準と整合的に制定されているのでなければならない。

これにかんして最高裁の見解をたずねるに、青少年保護条例の有害図書規制 の合憲性について、岐阜県青少年保護育成条例をめぐる事案で最初の判断が出 され(これまでに幾度かふれた最三判1989.9.19 刑集43巻8号785頁である。

— 158 —

以下,「1989年最判」ともいう), それが、リーディング・ケースとなっているのであるが、次のようにいう。

すなわち、「有害図書が一般に思慮分別に未熟な青少年の性に関する価値観に悪い影響を及ぼし、性的な逸脱行為が残虐な行為を容認する風潮の助長につながるものであって、青少年の健全な育成に有害であることは、既に社会共通の認識になっているといってよい。」との認識を示した上で、「有害図書の自動販売機への収納の禁止は、青少年に対する関係において、憲法 21 条 1 項に違反しないことはもとより、成人に対する関係においても、有害図書の流通を幾分制約することになるものの、青少年の健全な育成を阻害する有害環境を浄化するための規制に伴う必要やむをえない制約であるから、憲法 21 条 1 項に違反するものではない。」と述べているのである。

とくに、自販機規制を、「必要やむをえない制約」である限りで合憲、としたところに注目したい。本条例の2条の「必要な最小限度」の制約にとざまるべしとに基準も、これと同趣旨と読むことができるであろう。すなわち、本条例が担っている役割は、青少年の健全育成に資する制度の設定であって、自販機に即していえば、「有害図書類」に指定されてそこに収納されている物品について、青少年がその購入を希望しても販売しない装置を備えておりさえすれば条例の趣旨を十分に充たすのである。それゆえ用意周到な4条2号の規定は、これを文言どおりに読む限りで過剰装置となっており、1条および2条にそぐわず、またしたがって、憲法21条1項等に反して違憲のものである、といわざるをえないのである。

(2) この点にかんして、興味深い下級審裁判例がある。それは、本条例とも(また、1989年最判の岐阜県条例とも)共通の構造をもつ埼玉県青少年健全育成条例にかかる刑事事件であるが、この事件では、年齢識別装置(挿入される運転免許証の生年月日欄の数字を読み取り、挿入時の年月日との差を演算装置で計算し、その時点で18歳未満の場合は販売不可、18歳以上の場合は販売可となる装置)を取り付けた自販機への有害図書類の収納行為の同条例違反が問われていた。

これにつき、1審・熊谷簡裁判決(1999.6.9)は、上記最高裁判例に依拠し

つつ、「有害図書等の流通を制約する効果をもたらす規制、それも刑罰による 規制が正当化される根拠は、青少年の健全な育成を阻害する有害環境を浄化す るための規制に伴う必要やむを得ない制約であると解されるところにある 〔1989 年最判参照〕から、そのような範囲を超える行為まで処罰の対象に含め ることはできない。」とした上で、次のようにいう。

「収納処罰規定の趣旨も、青少年の健全な育成を阻害する有害環境を浄化するため、青少年が自動販売機から有害図書等を購入できるような事態を防止することにあり、かつ、それに伴う必要やむを得ない制約であると評価される範囲内でのみ、右処罰規定が正当化されるのであり、本件自動販売機のように、年齢識別装置が設置されこれが正常に作動しているものについては、青少年が容易に有害図書等を入手し得ることは通常困難で、相当の蓋然性をもって予測されるものではないから、その自動販売機への有害図書等の収納を処罰するのは、『必要やむを得ない制約』を超えるものであって、……処罰の対象とするだけの可罰的違法性が欠け」るとして、当該収納行為を無罪と判示した(判タ1035号 278 頁参照)。

これは、まことに妥当な判断であると考える。要するに、この条例の自販機 規制の目的は青少年に有害図書等を入手させないことにあり、年齢識別装置付 き自販機から青少年がこれを入手することは困難である以上、その収納行為は 違法性が阻却されるのである。本件の場合も、青少年の健全育成ないし青少年 保護の必要に支えられない規制が根拠に欠けることは、これと同様である。

もっとも、この熊谷簡裁判決に対しては検察側より控訴がなされ、その控訴趣意では、「右規制 [=自販機への有害図書等の納入の禁止]の本旨は、原判決が判示するように、単に青少年に有害図書等に入手させないということに尽きるものではなく、青少年に有害図書等を目に触れさせない、耳にも入れさせないなど五感の作用によって感知させないとの絶対的禁止にある」と主張されていた。そして、控訴審東京高裁判決(2000.2.16 判夕 1035 号 278 頁)もこれを容れて、「〔条例の収納禁止規定は、〕文面どおり、自動販売機への有害図書等の収納を一律に禁止しているものであって、本件のような年齢識別装置が取り付けられているか否か、その機能、特質等によって、規制の対象としたり、

対象外とするように適用を異にする運用を容認し、予定しているものと解することはできない。……原判決の説示は、本条例の『自動販売機』という概念に多義性を持たせることに帰するものであって、文理に反することになるし、年齢識別装置の精度を犯罪の成否の基準とすることは、構成要件をあいまいにし、法的安定性を害するとの批判を免れない。」として、原判決を破棄し、有罪の自判をしている。

しかし、条例の自販機規制の本来の趣旨・目的について、この控訴趣意や控訴審判決のように、これを絶対的な、ないし一律の禁止であるとみて運用することが果たしてそれに適うものであろうか。青少年健全育成という立法目的に即して、青少年が有害図書等に接することのないように必要最小限度の措置を講じたものとして条例全体が読まれるべきであろう。控訴審判決は、上記の文脈で構成要件の厳格さ・法的安定性の要請をいうが、これらの原理は、権利保護に仕えることをこそその本旨としたものであることを再確認しておきたい。

思うに、本件のDSSシステムは、上記事案の年齢識別装置付き自販機と比べて、購入希望者の年齢確認を、電気回線をとおしてであれ人間がおこなうようにし、またそれゆえに、その精度を質的に高めたものであるといえる。すなわち、運転免許証を機械に挿入させて年齢を確認する方法では、それが本人のものであるか否かの判断はできないが、DSSシステムは、この点を、モニター映像をとおしてする対面によって根本的に解決しているのである。もっとも、上掲の事件の控訴趣意ないし控訴審判決の論理では、このシステムもまた、問答無用に「自動販売機」として括られ、規制の対象とされることになるが、それに合理性のないことは、すでに述べたとおりである。

一以上のような流れを確認することができるわけであるが、これは、有 害図書の自販機への収納禁止を、「必要やむをえない制約」という限界を設定 した上で肯定した 1989 年最判からの逸脱、また逸脱の更なる進行を示すもの である。とすれば、本件条例は、最高裁判例を前提にしてさえ違憲の存在であ るといわなければならないのである。

そして,以上の検討は,この最高裁判例自体を見直し,さらには,青少年保護条例による有害図書規制に憲法適合性についても,この時点で改めて検討を

加えておく必要があることを示唆しているものと思われる。この意見書の結論 を述べる前に、それにつき、付論的に述べておきたい。

Ⅲ 最高裁判例の再検討をふまえた青少年保護条例の 合憲性再考の必要性

岐阜県青少年保護育成条例事件についての 1989 年最判の論理は、次のごと きものであった。

すなわち、まず、上告理由中の違憲の各主張を、従前の最高裁判例を引いて 斥ける。有害図書の自販機への収納禁止が憲法 21 条 1 項に違反しないことに ついては、刑法 175 条のわいせつ文書頒布罪にかんするチャタレー事件判決お よび「悪徳の栄え」事件判決と性行為の自由にかんする福岡県青少年保護条例 事件判決の「趣旨に徴し明らか」であるとし、有害図書の指定が憲法 21 条 2 項の検閲にあたらないことについては、税関検査事件判決と「北方ジャーナル」 事件判決、また、14 条に違反しないことについては、前出・福岡県青少年保 護条例事件判決を、それぞれ同様の仕方で引き、そして、「有害図書」の定義 も、不明確でないとする。

その上で、先にも一部分引用したが、有害図書が青少年の性的な逸脱行為や残虐な行為を容認する風潮を助長することは「既に社会共通の認識になっていること」、自販機の場合は「売手と対面しないため心理的に購入が容易であること、昼夜を問わず購入ができること、収納された有害図書が街頭にさらされているため購入意欲を刺激し易いことなどの点において」弊害も大きく、有害指定の前に販売済みも可能であること、などの理由に挙げ、青少年に対する関係はもとより、成人に対する関係でも、青少年の健全な育成という目的を達するために「必要やむをえない制約」であるから、21条1項に反しないとしたのである。

要するに、この判決は、規制目的としての青少年保護という法益の確保の必要と自販機の特殊性を理由に収納処罰を合憲としたものであるにとどまり、十分な説得力をもつものといはいえず、学説はこれに批判的である(たとえば、

芦部信喜『憲法 [第4版]』 [岩波書店・2007年] 187頁,佐藤幸治『憲法 [第3版]』 [青林書院・1995年] 529頁,注解法律学全集『憲法Ⅱ』 [青林書院・1997年] 55頁 [浦部法穂] など)。判示の手法としても、先例として引いた各判決が、この事件の各争点とどのように関連しているのかについて法廷意見は何も語っておらず、ここでの先例援用は当を得ていない。そして、判断の内容にかんしては、主に次のような問題点が指摘される。

まず第1に、最高裁は、青少年の心身の未成熟に由来する保護の必要性を前 面に押し出し、そのために有害環境の浄化を期すことは当然であるとする。し かし、この論法は、人権制約の一般的根拠として用いられてきた「公共の福祉」 を、青少年保護・健全育成と言い換えたようなもので、青少年自身の権利はも とより、成人の権利の制約まで安易に是認してしまう結論を導くことになる。

青少年保護立法の性的表現物頒布等の規制措置は、青少年を、各種の社会悪に対して抵抗力の弱い存在としてとらえ、それを根拠にしている。しかし、青少年は、そもそも人権享有主体であり、その人権を確保・実現するためにこそ、それぞれの発達段階に即して、健全な成長を妨げる環境から保護され、それに必要な限りで人権を制約されるにとどまる、というべきであろう。この点で、児童の権利に関する条約(子どもの権利条約。1994 年締結)は、子どもに対する国の諸施策は子どもの自己決定能力の可能性を前提とした上で、それを育成し増進させる方向でなされるべきであるとの考え方を示している(とくに13条、17条)。未成年者に人格を認めようとしない伝統的風潮がなお強いわが国では、青少年が、発達の途上にあって自立に向けて成長していく存在であるとの認識こそ、とりわけて重要とされるべきものであろう。

まして、本件で問題となっているのは「知る自由」である。それは、学説は表現の自由の一内容として位置づけ、判例(最判 1983.6.22 民集 37 巻 793 頁、最判 1989.3.8 民集 43 巻 2 号 89 頁)も「表現の自由を保障した憲法 21 条の規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれる」ものとする重要な人権であって、青少年がこれを享受するについて過度のパターナリスティックな規制を加えることは許されない。1989 年最判は、この点への配慮を示すことなく、「青少年保護の必要」から直截に人権制約を正当化したもので、問

題が大きい。

つぎに第2に、「有害図書」と青少年の性的非行などの害悪との因果関係を立証しうる立法事実の存在が必要とされる。1989年最判は、両者の因果関係を、先に引用したように、「既に社会共通の認識となっている」と、あたかも論証不要の自明の命題であるかのごとくに扱っている。しかしながら、とりわけ表現の自由の保障を受ける範疇に属する行為への規制であることからすればなおさら、少なくとも害悪が生ずる相当の蓋然性があることが具体的に明らかにされなければならない。こうした有害性の証明がなされなければ、当該条例は立法事実を欠くこととなるのである。

また第3に、「有害図書」の指定制度の検閲該当性が問題となる。この判決が援用する税関検査事件大法延判決の「検閲」定義(「行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に発表前にその内容を審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止すること」)によれば、行政権による発表前の思想内容等の審査に限定されるから、発表後の図書を対象とする有害図書指定は、検閲に該らないことなる。しかし、より実質的な表現の自由確保の観点から、思想・情報の受領時前の抑制をも含めて検閲ととらえる見解からすれば、この指定制度は、検閲の問題を惹起する。

それに、自販機への収納を禁止・処罰することは、自販機による流通を事前 の内容判断によって全面的に妨げることになる。これは、実際上、情報伝達の 道を閉ざすもので、事前抑制禁止の要請に違背するものといわざるをえない。

そして第4に、この事件の岐阜県条例が「有害図書」の要件として定めている、「著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長する」などの文言(本件の愛知県条例も類似の文言を用いている)が、表現の制約にとって十分な明確性を備えているかが疑問とされている。法文の漠然不明確性は表現行為に萎縮的効果を及ぼすから、合理的な限定解釈によってその不明確性が解消されない限り文面上無効となる、とするのが憲法訴訟上の認められるルールである。これにつき、1989年最判は、理由を示すことなく条例の当該文言は不明確でない、としたのであるが、「著しく」の語でしばりをかけても、なお不明

確だと思われる。また、条例より下位の具体化規範で具体化され明確にされているとする見解も出されようが、それも、法の支配の趣旨を正しく解しないものといわなければならない。

さらに第5に、各都道府県の条例で青少年保護をはかることによって生じている地域間格差が平等原則に反しないか、という問題がある。最高裁は、これにも先例接用で応答するのみであるが、福岡県青少年保護育成条例事件大法廷判決(1985.10.23 刑集 39 巻 6 号 413 頁・前出)において伊藤正己裁判官補足意見が言うように、「青少年に対する性行為という……国全体に共通する事項に関して」条例間の不均衡が生じることは「地方公共団体の自主立法権が尊重されるべきものであるにせよ、一国の法制度としてはなはだ望ましくな」い。つまり、こうした「国家法代替条例」とも呼ぶべき条例は、本来は国家的な統一法として制定されるべきものが、政治的事情ないし意図から自治体法の形式で制定されたものである。こうした性格の条例の合憲性審査については、裁判所は、本来、条例の実体上の憲法適合性とともに、国による自治体の自主立法権侵害の有無についても審査すべきところである。それにもかかわらず、最高裁が、地域間格差は条例制定権に内在しているとの論拠から、直截にこれを合憲と判断しているのは疑問とせざるをえない。

第6に、最後の論点として、業者の権利もまた、とりあげられるべきであろう。そこでは、表現に自由と合わせて、営業の自由(22条)および財産権(29条)が主張されることになる。後二者は、いずれも、明示的に「公共の福祉」の制約を受けるものであるが、このケースでは、性的表現物であるとはいえ、人の知る自由と関連する商品の流通に携わるものであって、その営業行為は表現の自由による下支えを受けるものとして、憲法上の保障の程度いかんが論じられるべきである。

このようにして、青少年保護条例に有害図書規制を合憲としてきた 1989 年 以来の最高裁判例は、その変更を迫られているものといえる。とすれば一層、 当初の条例の趣旨からさえ逸脱した自販機規制条項をもつ本件条例は、それ自 身がなおさらに違憲の存在であるといわなければならない。

IV 結 論

以上の検討をとおして、ひととおり次の結論を示すことができよう。

- 1. 本件 DSS 式通信制御販売システムにおいて販売店舗に設置する機器は、まさに人間による確認・判断の手続を経て販売行為をするものである点で、人間が介在することなく販売過程のすべてを機械に委ねる、本来の自動販売機の範疇に属さない。本件改正条例の自販機定義規定(4条2号)は、「電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を通して行うもの」を、遠隔監視システム付自動販売機であるとして、そこにいう「自動販売機」に含めて規制するために新設されたものであるが、DSSシステムは、この周到な規定の意味における「自動販売機」にも該るものではない。本条例の当該条項の文言は、そのように限定解釈されなければならない。
- 2. 他方、右条項にはそのような解釈をする余地がないものであるとするなら、それが、はたして本件条例の趣旨に適合するものであるかが問われることになる。本件条例の立法目的は青少年保護(1条)であるところ、DSSシステムは、青少年であるか否かを通信回線を通してする対面によって完全に識別し、青少年の「有害図書」類との接触を防ぐことができる装置であって、それによって、条例に上記目的の達成に資することができる。したがって、このシステムへの規制は、条例の本旨に悖るものである。また、この規制は、本件条例はその目的達成のために「必要な最小限度」において連用されるべしとする運用基準(2条)にも反する。これらの点において、本件自販機定義条項は、条例全体の趣旨から逸脱し、ひいては違憲(憲法 21条。さらに 22条、29条)のものといわなければならない。
- 3. なお、本件自販機定義規定の解釈にあたっては、本件愛知県青少年保護 育成条例もその一つとする、青少年保護条例自体が、その憲法適合性について 今日再検討を迫られている立法であることを考慮に入れるべきである。

感想を付言することをお許しいただきたい。

愛知県青少年保護育成条例における「自動販売機」定義の憲法問題

本意見書に私がとりくんだのは、本件 DSS システムが、青少年保護条例の 自販機規制を免れるための、いわゆる脱法行為の産物ではないことを確信した からである、それは、もはや自動販売機とは似而非の、本質的に異質な装置で ある。それをしも、「自動販売機」の定義を変えてまでして無理矢理に規制の 網をかけようとしているのが本件改正条例であり、そこに、むしろ、立法者の 恣意を強く感じ取った次第である。

御庁の憲法感覚に満ちた公正な判断を心より期待して, 筆を擱く。

愛知県青少年保護育成条例

昭和三十六年三月二十八日 条例第十三号

改正 昭和五二年 三月三○日条例第 八 号 昭和五四年一○月二四日条例第三一号 昭和五九年 三月二八日条例第 六 号 昭和五九年一二月二四日条例第三六号 平成 四年 三月二五日条例第 七 号 平成 四年 七月 八日条例第三七号 平成 八年 三月二二日条例第 八 号 平成 九年 三月二四日条例第 九 号 平成一○年 七月 六日条例第三七号 平成一一年一二月一七日条例第六○号 平成一三年一二月二一日条例第六一号 平成一三年 三月二二日条例第二一号

愛知県青少年保護育成条例をここに公布する。

愛知県青少年保護育成条例

目次

第一章 総 則(第一条-第四条)

第二章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の禁止等(第五条-第十八 条)

第三章 インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止(第十八条の二)

第四章 テレホンクラブ等営業に係る利用カードの販売等の規制 (第十九条-第二十二条)

第五章 要知県青少年保護育成審議会(第二十三条·第二十四条)

第六章 雑 則(第二十五条-第二十八条)

第七章 罰 則(第二十九条-第三十一条)

附則

第一章 総 則 追加「平成九年条例九号」

(目的)

第一条 この条例は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止し、 もつて青少年を保護し、その健全な育成に寄与することを目的とする。 (運用の基準)

第二条 この条例は、前条の目的を達成するため必要な最小限度において適用すべ

きであって、国民の権利及び自由を不当に制限しないように運用しなければならない。

(保護の責任等)

第三条 すべて県民は、青少年の健全な育成を阻害する環境から青少年を保護する とともに、青少年が健全に育成されるように積極的に努めなければならない。

一部改正「昭和五九年条例六号」

(定義)

- 第四条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
 - 一 青少年 十八歳未満の者をいう。
 - 二 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客と が直接に対面(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を 通して行うものを除く。)をする方法によらずに、当該機器に収納された物品 を販売することができるものをいう。
 - 三 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、は り紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又 は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
 - 四 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で、青少年を現に監護するものを いう。
 - 五 テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風営適正化法」という。)第二条第九 項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第十項に規定する無店舗型電話 異性紹介営業をいう。
 - 六 利用カード テレホンクラブ等営業により提供される役務(以下「テレホンクラブ等役務」という。)の数量に応ずる対価を得る目的をもつて作成されたカードその他の物品をいう。

全部改正 [平成九年条例九号], 一部改正 [平成一○年条例三七号・一三年七一号・一七年二一号]

第二章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の禁止等 追加(平成九年条例九号)

(有害興行の観覧の禁止)

- 第五条 知事は、映画、演劇、演芸又は見せ物(以下「興行」という。)の内容が 著しく性的感情を刺激し、又は残虐性を有するため、これを青少年に観覧させる ことがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該興行の全部又は一部を有 害興行として指定することができる。
- 2 前項の規定による指定は、愛知県公報で告示して行なう。ただし、必要がある と認めるときは、興行を業とする者(以下「興行者」という。)に対する通知に よつて行なう。
- 3 興行者は、第一項の規定により指定された興行(以下「有害興行」という。)

を青少年に観覧させてはならない。

- 4 興行者は、有害興行を行なうときは、入場しようとする者の見やすい箇所に青 少年の観覧を禁ずる旨を掲示しなければならない。
- 5 何人も、青少年に有害興行を観覧させないようにしなければならない。
- 6 知事は、有害興行の内容が第一項に規定する指定の理由を有しなくなつたと認 めるときは、その指定を取り消さなければならない。
- 7 第二項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。 一部改正 [昭和五四年条例三一号]

(有害図書類の販売等の禁止)

- 第六条 知事は、書籍、雑誌、絵画、写真又は映写用のフィルム、録音盤、磁気テープ、磁気ディスクその他の映像若しくは音声が記録されている物(以下「図書類」という。)の内容が次の各号のいずれかに該当するため、これを青少年に閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書類の全部又は一部を有害図書類として指定することができる。
 - 一 著しく性的感情を刺激するものであること。
 - 二 著しく残虐性を有するものであること。
 - 三 自殺又は犯罪を誘発するおそれがあるものであること。
- 2 知事は、次に掲げるものについては、愛知県青少年保護育成審議会(第十条第 二項及び第十二条第一項において「審議会」という。)の意見を聞いて、規則で 有害図書類として指定することができる。
 - 一 書籍又は雑誌で、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は 性交若しくはこれに類する性行為を被写体とする写真又は描写する絵を掲載す るページ(表紙を含む。以下同じ。)の数が二十ページ以上であるもの又は当 該書籍若しくは雑誌のページの総数の十分の一以上を占めるもの
 - 二 映像が記録されているテープ又はディスクで、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を描写する場面の時間が連続して三分を超え、又は合わせて五分を超えるもの
- 3 図書類の取扱いを業とする者(以下「図書類取扱業者」という。)は、次の各 号のいずれかに該当する物(以下「有害図書類」という。)を青少年に販売し、 頒布し、贈与し、若しくは貸与し、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ てはならない。
 - 一 第一項の規定により指定された図書類
 - 二 前項の規定により指定された書籍及び雑誌並びに映像が記録されているテー ブ及びディスク
 - 三 図書類取扱業者で構成する団体で知事の指定を受けたものが、青少年に閲覧 させ、視聴させ、又は聴取させることが不適当であると認めた図書類で当該団 体が定める方法によりその旨が表示されているもの
- 4 何人も、青少年に有害図書類を閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないように しなければならない。

愛知県青少年保護育成条例における「自動販売機」定義の憲法問題

- 5 知事は、有害図書類の内容が第一項に規定する指定の理由を有しなくなつたと 認めるときは、その指定を取り消さなければならない。
- 6 前条第二項の規定は、第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の取消したついて準用する。
- 7 知事は、第三項第三号の規定による指定をしたときは、その旨及び同号に規定 する当該団体が定める方法を愛知県公報で告示しなければならない。

一部改正 「昭和五二年条例八号・五四年三一号・五九年六号・平成四年三七号・八年八号・九年九号・一三年六九号・一七年二一号」

(有害図書類の陳列方法の規制)

- 第七条 図書類取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、青少年が閲覧すること ができないように、規則で定める方法により包装しなければならない。
- 2 図書類取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、有害図書類の陳列場所を屋 内の容易に監視することができる一定の場所に設け、規則で定める方法により陳 列しなければならない。
- 3 図書類取扱業者は、前項の有害図書類の陳列場所に青少年の購入若しくは借受 け又は閲覧、視聴若しくは聴取を禁ずる旨を掲示しなければならない。
- 4 知事は、図書類取扱業者が前三項の規定に違反して有害図書類を陳列していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該有害図書類を包装し、若しくはその包装の方法を改善し、当該有害図書類の陳列の場所を変更し、若しくはその陳列の方法を改善し、又は前項の掲示をし、若しくはその掲示の方法を改善すべきことを勧告することができる。
- 5 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その 者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがで きる。
- 6 前各項の規定は、図書類取扱業者が法令により青少年の立入りが禁止されている場所(以下「青少年立入禁止場所」という。)に有害図書類を陳列する場合については、適用しない。

追加 [昭和五四年条例三一号],一部改正 [平成九年条例九号・一七年二一号]

(図書類の自動販売機の届出等)

- 第八条 自動販売機により図書類を販売しようとする者は、使用する自動販売機ご とに、あらかじめ次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。当該届出に 係る自動販売機の設置場所を変更して、当該自動販売機により図書類を販売しよ うとする者も、同様とする。
 - 一 自動販売機により図書類を販売する者の住所,氏名及び電話番号(法人にあっては,主たる事務所所在地,名称,代表者氏名及び電話番号)
 - 二 自動販売機を設置する者の住所、氏名及び電話番号(法人にあつては、主た る事務所所在地、名称、代表者氏名及び電話番号)
 - 三 自動販売機を管理する者(以下「自動販売機管理者」という。)の住所、氏

名及び電話番号

- 四 自動販売機の設置場所
- 2 自動販売機管理者は、当該自動販売機の設置場所と同一の市(名古屋市の区域にあつては、区)、町又は村に住所を有する者で、当該自動販売機の管理を適正に行うことができるものでなければならない。
- 3 第一項の規定による届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。
- 4 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項(同項第四号に掲げる事項を除く。)に変更があつたとき、又はその届出に係る自動販売機の使用を廃止したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

追加[昭和五四年条例三一号],一部改正[平成九年条例九号·一三年六九号]

(図書類の自動販売機への表示)

第九条 前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る自動販売機の見 やすい箇所に同項第一号から第三号までに掲げる事項その他規則で定める事項を 表示しなければならない。

追加 [昭和五四年条例三一号],一部改正 [昭和五九年条例六号•平成九年 九号]

(有害がん具類の販売等の禁止)

- 第十条 知事は、がん具、器具その他の物品(以下「がん具類」という。)の構造若しくは機能が人体に危害を及ぼすおそれがあるため、又はその形状、構造若しくは機能が著しく性的感情を刺激するため、これを青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該がん具類を有害がん具類として指定することができる。
- 2 知事は、次に掲げるものについては、審議会の意見を聞いて、規則で有害がん 具類として指定することができる。
 - 一 専ら性交叉はこれに類する性行為の用に供するがん具類
 - 二 使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表示をし、若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着
- 3 がん具類の取扱いを業とする者(以下「がん具類取扱業者」という。)は、前 二項の規定により指定されたがん具類(以下「有害がん具類」という。)を青少 年に販売し、頒布し、贈与し又は貸与してはならない。
- 4 何人も、青少年に有害がん具類を所持させないようにしなければならない。
- 5 知事は、有害がん具類の形状、構造又は機能が第一項に規定する指定の理由を 有しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消さなければならない。
- 6 第五条第二項の規定は、第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の 取消しについて準用する。

一部改正 「昭和五二年条例八号・五四年三一号・平成九年九号・一三年六九号・一七年二一号」

(有害がん具類の陳列方法の規制)

- 第十条の二 がん具類取扱業者は、有害がん具類(前条第一項の規定により指定されたがん具類でその形状、構造又は機能が著しく性的感情を刺激するもの及び同条第二項の規定により指定されたがん具類に限る。以下この条において同じ。)を陳列するときは、有害がん具類の陳列場所を屋内の容易に監視することができる一定の場所に設け、有害がん具類が青少年の目に触れないように、規則で定める方法により陳列しなければならない。
- 2 がん具類取扱業者は、前項の有害がん具類の陳列場所に青少年を立ち入らせないようにしなければならない。
- 3 がん具類取扱業者は、第一項の有害がん具類の陳列場所に青少年の立入りを禁 ずる旨を掲示しなければならない。
- 4 知事は、がん具類取扱業者が前三項の規定に違反して有害がん具類を陳列していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該有害がん具類の陳列場所を変更し、若しくはその陳列の方法を改善し、当該陳列場所に青少年を立ち入らせないようにし、又は前項の掲示をし、若しくはその掲示の方法を改善すべきことを勧告することができる。
- 5 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その 者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがで きる。
- 6 前各項の規定は、がん具類取扱業者が青少年立入禁止場所に有害がん具類を陳 列する場合については、適用しない。

追加〔平成一七年条例二一号〕

(自動販売機への収納の禁止)

- 第十一条 図書類又はがん具類を販売する者は、有害図書類又は有害がん具類を自動販売機に収納してはならない。
- 2 図書類を販売する者若しくは自動販売機管理者又はがん具類を販売する者は、 自動販売機に収納されている図書類又はがん具類が第六条第一項又は第十条第一 項の規定による指定を受けたときは、直ちに当該図書類又はがん具類を当該自動 販売機から撤去しなければならない。
- 3 前二項の規定は、青少年立入禁止場所に設置されている自動販売機については、 適用しない。

全部改正 [昭和五四年条例三一号],一部改正 [昭和五九年条例六号・平成 八年八号・九年九号・一三年六九号・一七年二一号]

(有害広告文書等の頒布の規制)

- 第十二条 知事は、図書類に係る広告を目的とする文書、図画その他の物品(以下「文書等」という。)で、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とする写真を掲載するものについては、審議会の意見を聞いて、規則で有害広告文書等として指定することができる。
- 2 図書類取扱業者若しくはその者から当該図書類に係る広告について委託を受け た者又はこれらの代理人、使用人その他の従業者は、次に掲げる行為をしてはな

らない。

- 一 前項の規定により指定された文書等(以下「有害広告文書等」という。)を 青少年に対し、頒布すること。
- 二 有害広告文書等を戸別に頒布すること。ただし、規則で定める方法による場合にあつては、この限りでない。
- 3 知事の指定する者は、前項の規定に違反する行為をしている者に対し、当該違反行為を中止することを命ずることができる。

追加[平成九年条例九号],一部改正[平成一三年条例七一号•一七年二一号]

(有害広告物の撤去等の命令)

第十三条 知事は、広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、又は残虐性を有するため、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、その広告主又は管理者に対して当該広告物を撤去し、又はその内容を変更することを命ずることができる。 一部改正〔平成九年条例九号〕

(いん行、わいせつ行為の禁止)

- 第十四条 何人も、青少年に対して、いん行又はわいせつ行為をしてはならない。
- 2 何人も、青少年に対して、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

全部改正 [昭和五二年条例八号],一部改正 [平成九年条例九号]

(入れ墨の禁止)

第十四条の二 何人も、青少年に対して、正当な理由がある場合のほか、入れ墨を 施し、若しくは入れ墨を受けるように勧誘し、若しくは周旋し、又は青少年に対 して、入れ墨を受けることを強要してはならない。

追加〔平成一七年条例二一号〕

(場所の提供及び周旋の禁止)

- 第十五条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれら の行為を行うことを知つて、そのための場所を提供し、又は周旋してはならない。
 - 一 いん行又はわいせつ行為
 - 二 トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、 接着剤、塗料若しくは閉そく用若しくはシーリング用の充てん料の不健全な使 用
 - 三、喫煙又は飲酒

追加 [昭和五二年条例八号],一部改正 [昭和五四年条例三一号・五九年六号・平成八年八号・九年九号]

(刃物等の所持についての注意義務)

第十六条 何人も、人体に危害を及ぼすおそれのある刃物その他の器具類を、みだりに青少年に所持させないようにしなければならない。

一部改正〔平成九年条例九号〕

(深夜外出についての注意義務等)

第十七条 保護者は、深夜(午後十一時から翌日の日出時までの時間をいう。以下

同じ。)に、みだりに青少年を外出させないようにしなければならない。

- 2 何人も、正当な理由がある場合のほか、保護者の委託を受けず、又は同意を得ないで深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。
- 3 深夜商業施設(愛知県安全なまちづくり条例(平成十六年愛知県条例第四号) 第十八条第一項に規定する深夜商業施設をいう。)その他深夜において営業する 施設で規則で定めるものにおいて営業を営む者及びその代理人,使用人その他の 従業者は,深夜において当該営業に係る施設内及び当該施設の敷地内にいる青少 年に対して,帰宅を促すよう努めなければならない。ただし,当該青少年が通勤 又は通学の途中であると認められる場合その他青少年の健全な育成を図る上で当 該青少年の帰宅を促すことが必要でないと明らかに認められる場合は,この限り でない。

一部改正 [昭和五四年条例三一号•平成九年九号•一七年二一号]

(深夜営業施設への入場の禁止等)

- 第十七条の二 次に掲げる施設において営業を営む者及びその代理人,使用人その 他の従業者は、深夜においては、当該施設に青少年を立ち入らせてはならない。
 - 一個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱をさせる施設
 - 二 設備を設けて客に主に図書類の閲覧, 視聴若しくは聴取又はインターネット の利用を行わせる施設(図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一 項に規定する図書館を除く。)
- 2 前項各号に掲げる施設において営業を営む者は、深夜において当該営業を営む 場合は、入場しようとする者の見やすい箇所に、深夜における青少年の入場を禁 ずる旨を掲示しなければならない。

追加〔平成一七年条例二一号〕

(勧誘行為の禁止)

- 第十七条の三 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。
 - 一 接待飲食等営業(風営適正化法第二条第四項に規定する接待飲食等営業をい う。次号において同じ。)又は性風俗関連特殊営業(風営適正化法第二条第五 項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)において客に接する業務に従事す るように勧誘すること。
 - 二 接待飲食等営業(風営適正化法第二条第一項第二号に該当する営業に限る。) の客となるように勧誘すること。

追加〔平成一七年条例二一号〕

(使用済み下着の買受け等の禁止)

第十七条の四 何人も、青少年から青少年が使用した下着(青少年がこれに該当すると称したものを含む。)を買い受け、その売却の委託を受け、若しくは青少年に対してその売却の相手方を紹介し、又はこれらの行為が行われることを知つて、そのための場所を提供してはならない。

追加〔平成一七年条例二一号〕

(質屋、古物商及び貸金業者の注意義務)

- 第十八条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)による質屋は、青少年が 保護者の委託又は同意を受けた場合その他正当な理由がある場合を除き、青少年 から物品を質に取らないようにしなければならない。
- 2 古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)による古物商は、青少年が保護者の 委託又は同意を受けた場合その他正当な理由がある場合を除き、青少年から古物 を受け取らないようにしなければならない。
- 3 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)による貸金業者は、青少年が保護者の委託又は同意を受けた場合その他正当な理由がある場合を除き、青少年に金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。)をしないようにしなければならない。

一部改正 [昭和五九年条例六号・平成九年九号・一三年六九号・一七年二一 長]

第三章 インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止

追加〔平成一七年条例二一号〕

- 第十八条の二 保護者及び学校,職場その他青少年の健全な育成に携わる団体の関係者並びにインターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を青少年の利用に供する者は、青少年がインターネットを利用するに当たつては、その利用により得られる情報の内容が第六条第一項各号のいずれかに該当するため、これを青少年に閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることがその健全な育成を阻害すると認められる情報(以下「有害情報」という。)について、フィルタリング(インターネット上の情報について、一定の条件により、受信するかどうかを選択することをいう。以下同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、青少年の閲覧、視聴又は聴取を防止するよう努めなければならない。
- 2 端末設備の販売、頒布又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者 (特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する 法律(平成十三年法律第百三十七号)第二条第三号に規定する特定電気通信役務 提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たつては、フィルタリングの機能 を有するソフトウェアに関する情報その他の青少年がインターネットの利用によ り有害情報を閲覧し、視聴し、又は聴取することを防止するために必要な情報を 提供するよう努めなければならない。

追加 [平成一七年条例二一号]

第四章 テレホンクラブ等営業に係る利用カードの販売等の規制

追加〔平成九年条例九号〕,一部改正〔平成一三年条例七一号・一七年二一号〕

(利用カードの販売の届出)

第十九条 利用カードを販売しようとする者は、利用カードを販売する場所ごとに、

愛知県青少年保護育成条例における「自動販売機」定義の憲法問題

販売を開始しようとする日の十日前までに、次に掲げる事項を公安委員会に届け 出なければならない。ただし、自動販売機により販売する場合にあつては、この 限りでない。

- 一 住所,氏名及び電話番号(法人にあつては、主たる事務所所在地、名称、代 表者氏名及び電話番号)
- 二 利用カードを販売する場所の所在地、名称及び電話番号
- 三 販売を開始しようとする日
- 2 前項の規定による届出には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。
- 3 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項(同項第二号に掲げる事項にあつては、利用カードを販売する場所の所在地を除く。)に変更があつたとき、又はその届出に係る営業を廃止したときは、その変更があつた日又はその廃止をした日から十日以内に、その旨を公安委員会に届け出なければならない。追加「平成九年条例九号」、一部改正「平成一三年条例七一号」

(利用カードの販売の禁止等)

- 第二十条 何人も、青少年に対し、利用カードを販売し、頒布し、交換し、贈与し、 又は貸与してはならない。
- 2 利用カードを販売する者は、青少年を利用カードを販売する業務に従事させてはならない。
- 3 利用カードを販売する者は、利用カードを販売する場所の見やすい箇所に、青 少年の購入を禁する旨を掲示しなければならない。

追加〔平成九年条例九号〕,一部改正〔平成一○年条例三七号・一三年七一号〕

(利用カードの自動販売機等の設置の禁止)

第二十一条 利用カードを販売する者その他のテレホンクラブ等役務を利用するための情報を業として提供する者は、青少年立入禁止場所を除き、利用カードの自動販売機その他のテレホンクラブ等役務の数量に応ずる対価を徴収して、当該テレホンクラブ等役務を利用するための会員番号、暗証番号等の情報を提供する機器を設置してはならない。

追加〔平成一○年条例三七号〕, 一部改正〔平成一三年条例七一号〕

(テレホンクラブ等営業に係る広告の規制)

- 第二十二条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 テレホンクラブ等営業の営業所又は事務所(以下「テレホンクラブ等営業所等」という。)の所在地、名称若しくは電話番号、テレホンクラブ等役務を利用するための電話番号の案内を行うものの電話番号又は利用カードを販売する場所が記載された文書等を頒布すること。ただし、風営適正化法第三十一条の十二第一項の規定による届出をした者の当該届出に係るテレホンクラブ等営業所等の内部において頒布する場合にあつては、この限りでない。
 - 二 テレホンクラブ等営業所等の所在地、名称若しくは電話番号、テレホンクラ

ブ等役務を利用するための電話番号の案内を行うものの電話番号又は利用カードを販売する場所が記載された広告物(以下「テレホンクラブ等広告物」という。)を掲出し、又は表示すること。ただし、前号ただし書に規定するテレホンクラブ等営業所等の外周又は内部に掲出し、又は表示する場合にあつては、この限りでない。

- 2 警察官は、前項の規定に違反する行為をしている者に対し、当該違反行為を中止することを命ずることができる。
- 3 公安委員会は、第一項第二号の規定に違反した広告物が掲出され、又は表示されているときは、その広告主又は管理者に対し、当該広告物を撤去し、又はその内容を変更することを命ずることができる。

追加〔平成九年条例九号〕,一部改正〔平成一○年条例三七号・一三年七一号・一七年二一号〕

第五章 愛知県青少年保護育成審議会

追加〔平成九年条例九号〕,一部改正〔平成一七年条例二一号〕

(愛知県青少年保護育成審議会)

- 第二十三条 知事の諮問に応じ、この条例(第四章の規定を除く。)の実施に関する事項について調査審議させるため、愛知県青少年保護育成審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、知事が任命する委員二十人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間 とする。
- 4 前二項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則 で定める。

一部改正『平成九年条例九号・一三年七一号・一七年二一号』

(諮問)

- 第二十四条 知事は、次に掲げる場合には、審議会の意見を聞かなければならない。 ただし、緊急を要するときは、この限りでない。
 - 第五条第一項の規定による指定又は同条第六項の規定による指定の取消しを しようとするとき。
 - 二 第六条第一項の規定による指定又は同条第五項の規定による指定の取消しを しようとするとき。
 - 三 第十条第一項の規定による指定又は同条第五項の規定による指定の取消しを しようとするとき。
 - 四 第十三条の規定による命令をしようとするとき。
- 2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聞かないで同項各号に掲げる行為をしたときは、審議会にこれを報告しなければならない。

一部改正 [昭和五二年条例八号・五四年三一号・平成九年九号・一三年六九号・七一号]

愛知県青少年保護育成条例における「自動販売機」定義の憲法問題

第六章 雑 則

追加〔平成九年条例九号〕、一部改正〔平成一七年条例二一号〕

(関係団体との協調)

第二十五条 知事は、関係団体が青少年の保護に関する規程を設けて第一条の目的 に従い積極的に青少年の保護に協力し、その健全な育成を阻害するおそれがない と認められるときは、第五条第一項、第六条第一項又は第十条第一項の規定によ る指定をしないことができる。

一部改正「平成九年条例九号•一三年七一号」

(措置の申出)

第二十六条 青少年の健全な育成を図るため、第五条第一項、第六条第一項、第十 条第一項又は第十三条の規定による措置をとることが必要であると認める者は、 その旨を知事に申し出ることができる。

一部改正 [平成九年条例九号•一三年七一号]

(報告及び調査)

- 第二十七条 知事は、この条例(第四章の規定を除く。)を実施するため必要な限度において、次に掲げる者から報告を求め、又はその指定する者に、営業時間内にその者の営業所若しくは営業施設若しくは広告物の表示されている場所において調査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。
 - 一 興行者
 - 二 図書類取扱業者
 - 三 自動販売機管理者
 - 四 がん具類取扱業者
 - 五 広告主及び広告物の管理者
 - 六 第十七条の二第一項各号に掲げる施設において営業を営む者又はその代理人、 使用人その他の従業者
- 2 公安委員会は、第四章の規定を実施するため必要な限度において、利用カードを販売する者若しくはテレホンクラブ等広告物の広告主若しくは管理者から報告を求め、又は警察官に、営業時間内に利用カードを販売する場所若しくはテレホンクラブ等広告物の表示されている場所において調査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。
- 3 前二項の規定により調査又は質問をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係者に提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正 [昭和五二年条例八号・五四年三一号・五九年三六号・平成九年九号・一三年七一号・一七年二一号]

(委任)

第二十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 規則又は公安委員会規則で定める。

一部改正〔平成九年条例九号・一三年七一号〕

第七章 罰 則

追加「平成九年条例九号」,一部改正「平成一七年条例二一号]

- 第二十九条 第十四条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以 下の罰金に処する。
- 2 第十四条の二の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金 に処する。
- 3 第六条第三項,第十条第三項又は第十一条第一項若しくは第二項の規定に違反 した者は,六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 4 第十七条の四の規定に違反する行為をすることを業として行つた者は、五十万 円以下の罰金に処する。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第七条第五項の規定による命令に違反した者
 - 二 第十条の二第五項の規定による命令に違反した者
 - 三 第十五条の規定に違反して同条第一号に掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋した者
 - 四 第十七条の二第一項の規定に違反した者
 - 五 第十七条の三の規定に違反した者
 - 六 第十七条の四の規定に違反した者(前項の規定に該当する者を除く。)
 - 七 第十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 八 第二十条第一項又は第二項の規定に違反した者
 - 九 第二十一条の規定に違反した者
 - 十 第二十二条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十五条の規定に違反して同条第二号に掲げる行為をする場所を提供し、又 は周旋した者
 - 二 第十九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 7 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第五条第三項の規定に違反した者
 - 二 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 三 第十二条第三項又は第十三条の規定による命令に違反した者
 - 四 第十四条第二項の規定に違反した者
 - 五 第十五条の規定に違反して同条第三号に掲げる行為をする場所を提供し、又 は周旋した者
 - 六 第十七条第二項の規定に違反した者
 - 七 第二十七条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項 の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問 に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 8 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の

規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三万円以下の罰金に処する。

9 第五条第三項,第六条第三項,第十条第三項,第十四条から第十五条まで,第十七条第二項,第十七条の二第一項,第十七条の三,第十七条の四又は第二十条第一項若しくは第二項の規定に違反した者は,当該青少年の年齢を知らないことを理由として,第一項から第四項まで,第五項(第一号,第二号,第七号,第九号及び第十号を除く。),第六項(第二号を除く。)又は第七項(第二号,第三号及び第七号を除く。)の規定による処罰を免れることができない。ただし,当該青少年の年齢を知らないことにつき過失がないときは,この限りでない。

全部改正〔昭和五二年条例八号〕、一部改正〔昭和五四年条例三一号・五九年三六号・平成四年七号・八年八号・九年九号・一〇年三七号・一一年六〇号・一三年六九号・七一号・一七年二一号〕

- 第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項から第八項までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各同項の罰金刑を科する。 一部改正「昭和五四年条例三一号・平成九年九号・一三年七一号・一七年二一号」
- 第三十一条 この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。 追加 [昭和五四年条例三一号]、一部改正 [平成九年条例九号・一三年七一 号]

附 即

この条例は、昭和三十六年六月一日から施行する。

附 則(昭和五十二年三月三十日条例第八号)

- 1 この条例は、昭和五十二年七月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則(昭和五十四年十月二十四日条例第三十一号)
- 1 この条例は、昭和五十五年一月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に自動販売機により図書類を販売している者についての改正 後の愛知県青少年保護育成条例第六条の三第一項の規定の適用については、同項中 「あらかじめ」とあるのは、「昭和五十五年三月三十一日までに」とする。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則(昭和五十九年三月二十八日条例第五号)
 - この条例は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則(昭和五十九年十二月二十四日条例第三十六号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十年二月十三日から施行する。
- 3 前項の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成四年三月二十五日条例第七号)

この条例は、平成四年五月一日から施行する。

附 則(平成四年七月八日条例第三十七号)

- 1 この条例は、平成四年九月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に自動販売機により改正後の愛知県青少年保護育成条例第六 条第一項の規定により新たに図書類となる物を販売している者についての同条例第六 条の三第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成四年 九月三十日までに」とする。

附 即 (平成八年三月二十二日条例第八号)

- 1 この条例は、平成八年七月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附 即 (平成九年三月二十四日条例第九号)

(施行期日)

1 この条例は、平成九年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者についての改正後の 愛知県青少年保護育成条例(以下「新条例」という。)第十九条第一項の規定の適用に ついては、同項中「営業を開始しようとする日の十日前」とあるのは、「平成九年七月 三十一日」とする。
- 3 この条例の施行の際現に設けられているテレホンクラブ等営業所については、新条例第二十条第一項又は第二項の規定は、平成九年七月三十一日(同日以前に前項の規定により読み替えて適用される新条例第十九条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係るテレホンクラブ等営業所については、平成十一年六月三十日)までの間は、適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に利用カードを販売している者についての新条例第二十二条 第一項の規定の適用については、同項中「販売を開始しようとする日の十日前」とあ るのは、「平成九年七月三十一日」とする。
- 5 この条例の施行の際現に利用カードを自動販売機に収納して販売している者に係る 当該自動販売機への収納については、新条例第二十三条第二項の規定は、平成九年九 月三十日までの間は、適用しない。
- 6 この条例の施行の際現に掲出され、又は表示されているテレホンクラブ等営業所の 所在地、名称若しくは電話番号又は利用カードを販売する場所が記載された広告物に ついては、新条例第二十四条第三項の規定は、平成九年九月三十日までの間は、適用 しない。

附 則(平成十年七月六日条例第三十七号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に愛知県青少年保護育成条例第十九条第一項の規定による届 田をしてテレホンクラブ等営業を営んでいる者の当該届出に係るテレホンクラブ等営

愛知県青少年保護育成条例における「自動販売機」定義の憲法問題

業所で名古屋市の区域以外の区域内に所在するもの(愛知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例(平成九年愛知県条例第九号)附則第三項に規定する届出をした者の当該届出に係るテレホンクラブ等営業所で、改正前の愛知県青少年保護育成条例第二十条第一項に規定する区域内に設けられているものを除く。)については、改正後の愛知県青少年保護育成条例(以下「新条例」という。)第二十条第一項の規定は、平成十二年七月三十一日までの間は、適用しない。

- 3 この条例の施行の際現に設置されているテレホンクラブ等役務の数量に応する対価 を徴収して、当該テレホンクラブ等役務を利用するための情報を提供する機器(利用 カードの自動販売機を除く。)については、新条例第二十三条の二の規定は、平成十年 八月三十一日までの間は、適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に掲出され、又は表示されているテレホンクラブ等役務を利用するための電話番号の案内を行う営業所の電話番号が記載された広告物については、新条例第二十四条第三項の規定は、平成十年八月三十一日までの間は、適用しない。 附即(平成十一年十二月十七日条例第六十号)
- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二十五条第一項の改正 規定は、同年一月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則(平成十三年十二月二十一日条例第六十九号)
- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の愛知県青少年保護育成条例(以下「新条例」という。)第八条第一項後段の 規定は、この条例の施行の日以後になされた自動販売機の設置場所の変更について適 用し、同日前になされた自動販売機の設置場所の変更については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に青少年が購入することができない措置が講じられている自動販売機で、当該措置が引き続き講じられているものについては、新条例第十一条第一項及び第二項の規定は、平成十四年九月三十日までの間は、適用しない。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則(平成十三年十二月二十一日条例第七十一号)
- 1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する 法律(平成十三年法律第五十二号)の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則(平成十七年三月二十二日条例第二十一号)
- 1 この条例は、平成十七年七月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。